

滋賀県市町村職員研修センター職員の懲戒の手續および効果 に関する条例

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター条例第10号]

改正 令和 3年 7月29日条例第2号

令和 5年 2月 7日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續および効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職または懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日現在において受けるべき給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、滋賀県市町村職員研修センター会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和3年度滋賀県市町村職員研修センター条例第1号）第12条に規定する報酬（地域手当に相当する額を除く。））の月額額の10分の1以下に相当する額を給料から減ずるものとする。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（令和3年7月29日条例第2号）

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

付 則（令和5年2月 日条例第 号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。